

RPAソフトウェア調達及びシナリオ作成補助業務契約書(案)

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、
RPAソフトウェア調達及びシナリオ作成補助業務について次のとおり契約を締結する。

（業務の目的）

第1条 甲は、RPAソフトウェア調達及びシナリオ作成補助業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（契約の履行）

第2条 乙は、別添の仕様書及び甲の指示に従い、この契約を誠実かつ確実に履行しなければならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（支払条件）

第4条 本業務に要する費用（以下「業務料」という。）は、当該月に調達したRPAソフトウェアの数量及び当該月に実施したシナリオ作成補助業務時間にそれぞれ別表の単価を乗じた額を合算し、消費税を加えた金額とする。

なお、消費税に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 乙は、月毎の実施分について、甲の検査を受けた後に、前項に基づき算出した当月分の業務料の支払を、翌月初めに書面により甲に請求する。

3 甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に業務料を支払うものとする。

4 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が、銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（再委託の制限）

第5条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し、本業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。

（権利義務）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合にあっては、この限りではない。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、業務の履行に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約された後も同様とする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記の特約事項を遵守しなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第9条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は業務等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(協力義務)

第10条 甲は、データの提供等乙が本業務を処理するために必要な協力をを行うものとする。

(帳簿等)

第11条 乙は、本業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完納の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び本業務の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から本業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示)

第13条 甲は、本業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたとき及び故意又は善良な管理者の注意義務を怠ったことによって機器等の全部又は一部をき損し、又は滅失したときは、直ちに原状回復又は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本業務の実施中に、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求方法については、事由が発生した後、速やかに甲乙協議のうえ定めるものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第15条 乙は、乙の責めに期すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行す

る見込みがないと明らかに認められるとき。

- (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既実施部分の割合に応じた業務料を支払うものとする。

5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(協議)

第17条 この契約の定めるもののほか、本業務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院
病院長

乙

別表

番号	内 容	料 金
1	R P A (開発用) ソフトウェア 1 ライセンス	円／月 (税抜)
2	R P A (実行用) ソフトウェア 1 ライセンス	円／月 (税抜)
3	シナリオ作成補助業務	円／時間 (税抜)

《別 記》

個人情報の保護に関する特約事項

1 乙の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集・作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報の複製等の制限

この契約を履行するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

7 返還義務

この契約を履行するため甲から提供された個人情報が記録された資料等(複写、複製したものも含む。)は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

8 不要情報の廃棄

この契約を履行するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

9 本特約事項に違反した場合の措置

甲は、乙が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。